
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 237

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2021年7月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～子どもとの交通事故のリスクを教えてください
- 3・交通事故の裁判事例～前日の酒気残りの事故が免責事由にあると認定
- 4・今日の朝礼話題～交通誘導の警備員に配慮しよう
- 5・【新発売】小冊子「一瞬の油断が事故を生む」
- 6・【好評発売中】小冊子「安全管理のトラブルから事業所を守る」
- 7・【好評発売中】テスト「ドライバーのための『安全ルール理解度』診断」

// //

★7月前半の安全管理ごよみ

◆1日（木）

——国民安全の日

◆1日（木）～7日（水）

——全国安全週間

◆1日（木）～14日（水）

——2021年度Gマーク（安全性評価認定）申請受付

◆1日（木）～31日（土）

——車内事故防止キャンペーン（バス）

——熱中症予防強化キャンペーン（環境省）

——2021年度陸上貨物運送事業「夏期労働災害防止強調月間」

◆～14日（水）

——運行管理者試験（2021年度第1回）のインターネット申請締切

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第92回「子どもとの交通事故のリスクを教えてください」

【質問】

弊社の周辺には幼稚園と小学校があり、多くの子どもが通園、通学をしています。近年、業績拡大により社有車での営業を考えているのですが、従業員には子どもに対する注意を徹底しなければなりません。万が一、子どもとの交通事故を起こした場合、大人との交通事故と比べてどのようなリスクがありますか？

【回答】

道路を通行するに際し、一般に子どもは成人に比べて判断能力や行動能力が低いといえます。急な飛び出しや、自動車の前後で遊ぶなどの行動も多く、また体も小さいため、視界に入りにくく、傷害の程度も大きくなりがちです。

そのため、子どもを保護すべき要請が高いといえ、道路交通法上も一定の配慮がされています。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/06/01/houritsu-92-kodomorisk/>

■交通事故の裁判事例

今回は、前日飲んだ酒が残った状態（基準値以下）で翌朝車を運転して起こした事故について、保険契約の酒気帯び運転の免責条項に当たるかが争われた

事例を紹介します。

『処罰対象になる基準値以下でも免責事由にあたると保険金の返還を認める』

【事故の状況】

平成28年4月10日午前8時28分ごろ、Aはワンボックスカーを運転して兵庫県神戸市内の道路を走行していたところ、前方に停止していた原付バイクBの発見が遅れ側面に衝突し、死亡させました。

この事故で、Aは左足関節人体損傷等の傷害を負い、A車も走行不能になるなど、大きな損害を受けました。

Aは、締結していた保険会社Cから治療費やレッカー代、修理費など約213万円の支払いを受けましたが、さらに傷害慰謝料や休業損害などの人身傷害保険金として約366万円の支払いを求めました。

保険会社Cは、Aは前日の晩に500ミリ缶のビール1本と焼酎の水割り3杯を飲んでおり、事故当時呼気1リットルあたり0.06グラムのアルコールが検出されていることから、保険契約に適用される酒気帯び運転の免責事項に当たるとして既払い金の返還を求めました。

【裁判所の判断】

「Aは、免責条項にいう酒気帯び運転とは呼気1リットルあたり0.15グラム以上のアルコールを含有する状態をいうと主張するが、これは処罰の対象となる酒気帯び運転を定めるための基準であることは明らかである」

「免責条項の文言においては、『処罰の対象となる酒気帯び運転』などと、免責条項が適用される酒気帯び運転についてなんら限定を加えておらず、Aが主張するように限定されると解することはできない」

「また、Aは違法薬物の免責事由として、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合を挙げ、酒気帯び運転についてもアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態に限定されるべきと主張するが、免責条項は、明文上アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態であることまで要件としていない」

などとして、Aに対して支払い済み保険金約213万円の返還を命じ、Aの人身傷害保険金の請求を棄却しました。

(神戸地裁 平成30年12月19日判決)

■今日の朝礼話題

『交通誘導の警備員に配慮しよう』

最近、交通誘導を行う警備員が事故にあったという報道が相次ぎました。

1つは、さる6月14日午前9時半ごろ東京都のJR渋谷駅前の路上で、70歳台の男性警備員が走行中の路線バスにひかれて死亡した事故です。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/06/17/tw-keibiin-hairyo/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】小冊子「一瞬の油断が事故を生む」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

普段は冷静で安全運転を心がけている人でも、仕事のプレッシャーや焦りなどの心理に捉われると「一瞬の油断」が生じ、普段はしないような運転行動を取って事故を起こしてしまうことがあります。

そしてほんの一瞬の油断でも、ひとたび事故を起こしてしまうと、その後の人生を棒に振ってしまうことになりかねません。

本書では、「一瞬の油断」によって起こりやすい事故を6パターン漫画で紹介し、事例ごとに油断に陥る心理背景や対策を解説して理解する構成となっています。

ぜひ、どういった時に「一瞬の油断」に陥りやすいのかをしっかりと理解し、対策を実践することで、事業所での「一瞬の油断」による事故防止にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3gG76Hb>

■ 【好評発売中】 小冊子「安全管理のトラブルから事業所を守る」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,100円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

※著者 清水伸賢（弁護士）

本誌は、事業所の安全管理業務を行うに当たり、様々な法律上のトラブルから身を守るために知っておきたい法律知識をわかりやすく解説する小冊子「安全管理の法律問題」の続編です。

交通事故や労働災害、健康問題などから前作では取り上げていない関心の高い事例を6つ挙げ、解決方法や予防方法を紹介しています。

正しく法律知識を身につけ、対策することで、事業所全体の安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3r8Sxzz>

■ 【好評発売中】 テスト「ドライバーのための『安全ルール理解度』診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷
※価格 550円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

免許取得時にはしっかり覚えたはずの道交法に定められたルールも、時間が経つにつれ記憶があいまいになってしまい、誤った解釈をしたまま運転を続けていたりしませんか？

本テストでは、うっかり勘違いをしやすい安全ルールについて48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくことで、普段どれぐらいルールを理解できているかを知ることができます。

「対歩行者・自転車ルールの理解度」や「一時停止と徐行ルールの理解度」など、勘違いをしたままだと交通事故に結びつく危険度の高い安全ルールについても理解度を確認できますので、ご自身の弱点を知り、今後の安全運転に活かすことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2LIgnD9>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和3年6月17日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

